

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

遺族年金とは.....

遺族年金は、一家の働き手の方や年金を受け取っていた方などが亡くなられたとき、ご家族に給付される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。遺族年金を受け取るには、亡くなられた方の年金の納付状況・年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられています。

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

■保険料納付要件

被保険者または被保険者であった方（上記①または②）の場合は、死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、国民年金保険料納付済期間および免除期間、厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間の合計が3分の2以上あることが必要です。

なお、死亡日が平成38年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

■年金額

○子のある配偶者が受け取るとき

780,100円+（子の加算額）

○子が受けるとき（次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。）

780,100円+（2人目以降の子の加算額）

※1人目および2人目の子の加算額.....各224,500円

3人目以降の子の加算額.....各74,800円

厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなられた場合は、遺族厚生年金になります。お問合せ・手続きは日本年金機構むつ年金事務所になります。

【お問合せ】むつ年金事務所（お客様相談室）
住民福祉課 住民係 担当：宮澤

後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成28年7月31日が有効期限ですが、平成27年度中の所得状況により平成28年度も引き続き認定される方には、新しい認定証を郵送しますので更新の手続きは必要ありません。

平成28年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑などを持参のうえ、役場窓口までお越しくください。

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：大畑